

令和3年東郷町教育委員会3月定例会	
日時	令和3年3月26日(金) 午後1時30分 開会 午後2時50分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	委 員 近藤 万友美
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 荻野 直樹 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 大原 貴浩
会議録作成職員	学校教育課長 荻野 直樹
会議録署名委員	中根教育長 石田委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 3月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課) (4) GIGAスクール構想について(学校教育課) (5) 令和3年度スクールソーシャルワーカー及びハートフル東郷指導員について(学校教育課)
議題	議案第7号 東郷町いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの改定について(学校教育課) 議案第8号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第9号 町指定文化財の指定に係る諮問について(生涯学習課) 議案第10号 学校歯科医の委嘱について(学校教育課) 議案第11号 学校薬剤師の委嘱について(学校教育課) 議案第12号 東郷町社会教育委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第13号 東郷町文化財保護委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第14号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について(生涯学習課) 議案第15号 教育委員会表彰について(学校教育課) 議案第16号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第17号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第18号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第19号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第20号 教育委員会感謝について(学校教育課) 議案第21号 教育委員会奨励賞について(学校教育課)

	議案第22号 教育委員会奨励賞について (学校教育課) 議案第23号 東郷町立学校管理規則の一部改正について (学校教育課) 専承第3号 令和2年度一般会計補正予算 (第9号) について (学校教育課)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 3 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、3 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>3 月 10 日、11 日の春木台小学校修学旅行は、3 月 1 日に緊急事態宣言が解除されたため、京都、奈良に行くことができました。児童のコロナ感染はありませんでした。また、3 月 3 日の中学校卒業式、3 月 19 日の小学校卒業式は、新型コロナウイルス感染症対策として、来賓無しで実施しました。</p> <p>3 月 9 日の校長会では、毎日寒い中、登下校の指導、またコロナ感染を避けるため、授業、給食に配慮していただいていること、消毒等を実施していただいていることへのお礼を伝えました。</p> <p>中学校の卒業式を無事終えたことへのお礼と、何か小学校に伝えておくことがあれば報告するようお願いしました。</p> <p>1 の不祥事防止関係では、メルカリに学校備品を出品し利益を得た教員が懲戒免職となったこと、マタハラ、セクハラで 50 代男性教諭が停職 1 か月の処分となり、県教委はハラスメントの対応が不十分とし校長も戒告処分としたことを伝え、このようなことがないように指導しました。</p> <p>このような不祥事が起きないように適切な指導をお願いします。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故、事件については、T 字路でのトラックとの接触事故があり交通安全指導をお願いしました。</p> <p>女子児童が SNS で知り合った男に性的暴行をうけた事件があり、子どもたちに SNS の利用について気を付けるよう指導をお願いしました。</p> <p>3 の文部科学省、県の動きからでは、緊急事態宣言は解除されたが、引き続き「学校の新しい生活様式」を守りながら感染対策をお願いしました。</p> <p>文部科学省通知の学校運営のためのガイドライン改訂版に目を通すようお願いしました。</p> <p>4 の防災関係では、福島県沖地震を機に子どもたちへ家庭での防災について話し合えるよう指導をお願いしました。</p> <p>5 依頼事項は、公立学校入試での学校対応事案、進路が決まらない生徒への対応をお願いしました。</p> <p>小学校の卒業式の練習では合唱等を行う場合での通知を守りながら実施す</p>

	<p>るようお願いします。</p> <p>教職員の不要不急の行動自粛、食事会等の自粛をお願いします。</p> <p>6その他では、東郷製作所からの交通安全黄色の帽子の寄付について、令和3年度もいただけるようになったので、入学式で校長式辞に入れるよう依頼しました。</p> <p>3月は自殺対策強化月間なので一人で悩まないこと、厚生労働省ホームページサイトを紹介し、命の大切さ指導するようお願いします。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 3月校長会について</p> <p>中学校は3月3日(水)に、小学校は3月19日(金)に、コロナウイルス感染症対策を講じた上で、卒業式を行いました。それぞれの学校の実情に応じた取組により、特に大きな問題もなく、どの学校も心温まる卒業式となりました。</p> <p>春木台小学校では、3月10日(水)からの1泊2日で、奈良・京都へ修学旅行に出掛けました。バス内、見学先、食事場所、旅館内の各所において、考えられる限りのコロナ対策を施した上での実施となりました。行く先々、ほとんど観光客がいない状況だったということもあり、スムーズかつ計画どおりに進めることができました。</p> <p>公立高校全日課程の合格発表が3月18日(木)にありました。コロナ対策で密を避けるため、Web上での合否確認も行うことができました。進路指導主事を中心にコロナ禍における進路指導を徹底して進めた結果、出願から受検の当日、そして合格発表と、特に大きな混乱もなく終えることができました。</p> <p>2月の在校時間調査の結果、100時間超は0名。80時間超は11名でした。これは、昨年度同時期比で3名の減、一昨年度比では11名の減となっています。今後も業務の見直し、行事の精選、人員の加配等、教員の働き方改革の推進に努めていきたいと思っております。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>令和3年2月22日から令和3年3月19日までに後援名義の申請があり、専決した案件は3件で、同様の申請が昨年に2件、一昨年に1件申請があった内容と同様の内容でした。</p> <p>参考ですが、本日後援名義の使用許可について1件提出していますが、これを含めて、今年度の後援使用の許可は、16件、昨年度が32件ですので、16件の減となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、行事、イベントなどが実施されなかった影響だと考えられます。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>令和3年2月16日から令和3年3月19日までに、新たに認定した件数は0件でした。現在の認定者は214件、うち要保護3件、準要保護211件となっております。</p> <p>前月の報告では、要保護6件、準要保護208件でした。生活保護家庭が対象から外れたため、要保護の認定が取消となり、準要保護の対象となった方が3件ありました。昨年度同時期と比較して、12件の増となっています。</p> <p>年間での比較ですが、今年度の月ごとの認定件数の合計は、2,008件で、昨年度は1,900件でしたので、108件の増加となっています。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(4) GIGA スクール構想について</p> <p>情報設備工事については、順調に工事が進み、予定工期である3月19日に完了届の提出がありました。</p> <p>タブレット端末については、調達事業者から2月にタブレット本体の納入があり、学習支援ソフトなど必要な設定作業に入り、今月中旬より順次学校に納品しています。</p> <p>タブレットや学習支援ソフトの教員向け研修については、検討委員会で協議したとおり、3月より学校において操作研修を実施しています。</p> <p>GIGA スクール検討委員会については、第8回の検討委員会を2月26日に開催しました。児童生徒の保護者向け通知の内容について協議し、今月、第2号を配布しました。</p> <p>4月より、学校において授業で活用していくこととなりますが、操作支援、授業支援、研修支援などのサポートについては、ICT 支援員を新たに委託し、小学校、中学校に1名ずつを配置していく予定です。</p> <p>あわせて、授業での運用や先進自治体の活用例を教職員間で情報共有することも大切になりますので、学校の代表で組織する GIGA スクール推進委員会（仮称）を設置し、引き続き検討すべき事項などの協議、情報共有を続けていきます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>(5) 令和3年度スクールソーシャルワーカー及びハートフル東郷指導員について</p> <p>令和元年度まで、東郷町非常勤特別職の身分で任命しておりましたスクールソーシャルワーカー及びハートフル東郷指導員ですが、令和2年度から地方公務員法等の改正により、会計年度任用職員として任用することとなりました。このため、昨年度まで任命の議案を挙げておりましたが、今回から、報告事項とさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>令和3年度のスクールソーシャルワーカーについては、計画では、3名体制とする予定です。なお、現在来年度に任命を予定している方は、現在任用しております板倉さん、1名でございます。</p> <p>引き続き、町 HP で募集するとともに、人材の確保を進めています。</p> <p>ハートフル東郷指導員については、現在の深谷先生から今年度春木中学校の校長の横井先生を任用することになりました。</p>

教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	GIGA スクールは、この先、どのように進めて行くのですか。
学校教育課長	これからは実際の運用の話になるので、教員間、また、他の自治体と情報共有をしながら、タブレットを有効活用できるように進めます。
委員	有効の判断は、いつ誰が行うのですか。校長先生ですか。
学校教育課長	今後、検討します。
委員	学校間で差が生じないようにしてください。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第7号 東郷町いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの改定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	東郷町いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの一部を別紙のとおり改定するものとする。 この案を提出するのは、東郷町いじめの「重大事態」に係る対応マニュアルの一部を改定する必要があるからである。 資料5ページをお願いします。改正部分については、新旧対照表で説明します。あわせて、資料12ページをご覧ください。 これまで、いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号に規定する「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の教育委員会への報告様式や報告の仕方がはっきりしていなかったことから、これを定めるものです。また、所要の補正を整備するものとして、いじめ防止対策推進法を文中で法とすることなど軽微な修正を行うものです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第7号について審議をお願いします。
委員	報告が、欠席から1週間だとか30日のタイミングで区切られていますが、この根拠は何ですか。法律等に基づくものですか。
学校教育課長	資料を持ち合わせていないため、現時点ではお答えできません。
委員	期間を定めるものは、しっかりと根拠付けをするようにしてください。 実際、これを当てはめると、対象者は増えることになるのですか。
参事	今までもこのように運用にしていたため、増えることはありません。今まで、1週間の欠席であれば、どんな事案であっても町長まで報告をしなければならいようになっていましたが、内容によって判断できるようにするために、改正したものです。 なお、今回の改正は、スクールロイヤーにも確認いただいています。
教育長	ほかに質問・意見もないようですので、採決に入ります。 議案第7号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第7号については原案のとおり可決します。

教育長	次に、議案第8号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 主催者は、一般財団法人 日本リーダー育成推進協会で、 2 事業名は、「子どもの潜在能力を引き出す脳科学」講座で、 3 実施日は、令和3年6月23日（水）から27日（日）まで で、 4 会場は、オンラインで開催されます。 <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからである。</p> <p>資料33ページをお願いします。</p> <p>今回の後援と同様の内容で、碧南市教育委員会、蒲郡市教育委員会などに申請を受けているとのこと。この後援が認められれば、町内の小学校の全児童向けにちらしを配布したいとのこと。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第8号について審議をお願いします。
委員	参加の見込みはありますか。
学校教育課長	現在は不透明です。
委員	東郷町での申請は初めてだと思いますが、他の自治体では毎回申請があるのですか。
学校教育課長	毎年、申請している自治体は異なっています。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第8号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第8号については、原案のとおり可決します。
教育長	次に、議案第9号 町指定文化財の指定に係る諮問について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>資料51ページをご覧ください。</p> <p>下記物件を町指定文化財に指定するにあたり、文化財保護委員会に諮問するものです。</p> <p>種別 工芸品 名称及び員数 神明社「懸仏」 1面 所在地 東郷町大字春木字上ノ畑996番地 所有者 傍示本 春日社</p> <p>説明 この案を提出するのは、東郷町文化財保護条例第16条第1項第1号の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問する必要があるからです。</p> <p>懸仏とは、御神体としての鏡に由来する円形板の中に仏菩薩の像を現したもので、社殿等に吊りかけられたことからこの名があります。</p> <p>令和元年7月、傍示本春日社の懸仏について氏子総代立会いの下、地元の文化財保護委員と町職員で現状調査を行い、「懸仏」1面を確認しました。</p>

	<p>大きさは直径42センチ程度で物は54ページのとおりです。</p> <p>また、裏面には墨で今から590年前の室町時代の年号が記されていることを確認しています。</p> <p>このことから「懸仏」は傍示本の歴史を物語る貴重な歴史資料であり、今後大切にし、長く保存されるべきであることから教育委員会から文化財保護委員会に諮問すべきであると考えます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第9号について審議をお願いします。
委員	有形文化財の議案は、いつ以来のことですか。
生涯学習課長	所有者から申請があつてから指定の検討を行うようになっていて、以前は平成24年頃まで遡ります。
委員	この仕組みは、いつからあるのですか。
生涯学習課長	東郷町文化財保護条例があり、その施行が昭和52年になっています。
委員	申請がないと指定が受けられないというシステムでは、あまり指定が進まないのではないですか。今回、申請に至った経緯は何ですか。
生涯学習課長	町内に文化財保護委員が8名いて、その方たちは地元の文化財に精通していて、指定までの流れも熟知しているため、申請に至りました。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第9号については原案のとおり可決します。 次に、議案第10号 学校歯科医の委嘱及び議案第11号 学校薬剤師の委嘱については、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>資料55ページをお願いします。</p> <p>議案第10号 学校歯科医の委嘱について 学校歯科医を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者は、学校名は諸輪中学校、委嘱する者は、東郷町大字諸輪にあります、きのした歯科口腔外科の木下篤敬（きのした あつたか）です。前任者の木下喜八郎から変更するものです。</p> <p>2 委嘱日は、令和3年4月1日からです。</p> <p>この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校歯科医を置くため必要があるからである。</p> <p>経歴書は、資料56ページのとおりです。今回の異動については、愛豊歯科医師会から推薦をいただいております。</p> <p>次に、資料57ページをお願いします。</p> <p>議案第11号 学校薬剤師の委嘱について 学校薬剤師を下記のとおり委嘱するものとする。</p> <p>1 委嘱する者及び前任者ですが、学校名は春木台小学校及び諸輪中学校で、委嘱する者は、日進市に「やまぶき薬局 日進店」の店舗があります名古屋市守山区在住の浅野年展（あさの としのぶ）です。前任者は、貴</p>

	<p>船薬局東郷店 鳥居健司になります。</p> <p>2 委嘱日は、令和3年4月1日からです。</p> <p>この案を提出するのは、学校保健安全法第23条第2項の規定に基づき、小中学校に学校薬剤師を置くため必要があるからであります。経歴書は、資料58ページのとおりです。</p> <p>なお、今回の異動については、東郷町薬剤師会からの推薦をいただいております。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第10号及び議案第11号について、一括して審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。議案第10号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第10号については原案のとおり可決します。次に、議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第11号については原案のとおり可決します。次に、議案第12号 東郷町社会教育委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>資料59ページをご覧ください。</p> <p>東郷町社会教育委員を下記のとおり委嘱するものです。</p> <p>委嘱する者 福嶋 智子（ふくしま さとこ）氏</p> <p>発令日付 令和3年4月1日</p> <p>任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>説明 この案を提出するのは、社会教育法第5条第1項第2号の規定に基づき、教育委員会が委嘱を行う必要があるからです。</p> <p>現在、本町では行政区ごとに1名の社会教育委員を置いており、令和3年度から、部田山地区が三ツ池地区と兵庫地区の2つの行政区に分かれることから社会教育委員を1名新たに委嘱するものです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第12号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については原案のとおり可決します。次に、議案第13号 東郷町文化財保護委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	東郷町文化財保護委員の委嘱について

	<p>町内の文化財を広く町民に周知することや、貴重な文化財を後世に伝承していけるよう保存するために活動していただいています。</p> <p>資料60ページをご覧ください。</p> <p>現在、文化財保護委員は8名で、諸輪、和合など旧地区から地区代表として委員をご選出いただいておりますが、この状況の中で、現在、旧地区の一つである白土地区の委員が不在であることから、地元区長さんに相談させていただいたところ、次の方をご推薦いただきましたので新たに委嘱するものです。</p> <p>委嘱する者 近藤 伸海（のぶみ）氏</p> <p>発令日付 令和3年4月1日</p> <p>任期 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（本来の任期は3年）</p> <p>説明 この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第13号について審議をお願いします。
委員	年齢はいくつですか。
生涯学習課長	70歳代だったと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第13号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第13号については原案のとおり可決します。
	次に、議案第14号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	<p>図書館協議会は、図書館法第14条及び東郷町立図書館の設置及び管理に関する条例第4条に基づいて設置され、図書館の運営について館長の諮問に応じるとともに、図書館サービスについて館長に意見を述べる役割を担っているものです。</p> <p>資料61ページをご覧ください。</p> <p>3月の教育委員会では委員8名のうち表のとおり4人名の方が決まりましたので委嘱するものです。</p> <p>なお、この他の4人の方については決まり次第、委嘱させていただきたいと考えております。</p> <p>発令日付 令和3年4月1日</p> <p>任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>説明 この案を提出するのは、教育委員会の承認を求める必要があるからです。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第14号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。
	議案第14号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員

教育長	<p>全員賛成ですので、議案第14号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第15号 教育委員会表彰について から 議案第22号 教育委員会奨励賞について までを、一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>議案第15号 教育委員会表彰について</p> <p>下記の者を教育委員会表彰とする</p> <p>音貝小学校5年 室崎 恵太朗（むろさき けいたろう）</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第3条の規定に基づき表彰するため必要があるからである。</p> <p>次に、議案第16号から議案第20号までは、今年度末で退職される教員の方で、教育委員会より感謝の意を表すものです。</p> <p>議案第16号は、春木台小学校養護教諭の柳瀬百香（やなせ ゆか）先生を、</p> <p>議案第17号は、音貝小学校教諭の伊藤由美（いとう ゆみ）先生を、</p> <p>議案第18号は、高嶺小学校校長の近藤文子（こんどう あやこ）先生を、</p> <p>議案第19号は、高嶺小学校主任養護教諭の武田としみ（たけだ としみ）先生を、</p> <p>議案第20号は、春木中学校校長の横井清宏（よこい きよひろ）先生の以上5名について、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第5条の規定に基づき、教育委員会が褒賞するため必要があるからである。</p> <p>次に、教育委員会奨励賞について 説明します。</p> <p>議案第21号は、音貝小学校5年 森 瑛斗（もり えいと）さん、</p> <p>議案第22号は、音貝小学校5年 前田 凜音（まえだ りおん）さんです。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第5条の規定に基づき、教育委員会が褒賞するため必要があるからであります。</p>
教育長	<p>説明が終わりましたので、議案第15号から議案第22号までについて、一括して審議をお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。採決は議案ごとに行います。</p> <p>議案第15号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第15号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第16号については原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>全員挙手</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第17号については原案のとおり可決します。</p>

	次に、議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第18号については原案のとおり可決します。 次に、議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第19号については原案のとおり可決します。 次に、議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第20号については原案のとおり可決します。 次に、議案第21号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第21号については原案のとおり可決します。 次に、議案第22号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第22号については原案のとおり可決します。
教育長	次に、議案第23号 東郷町立学校管理規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	資料は、本日配布しました資料をご覧ください。 議案第23号 東郷町立学校管理規則の一部改正について 東郷町立学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給付等に関する特別措置法の一部改正等に伴い改正する必要があるからである。 資料2ページからは、改正後の本文を添付しています。改正箇所アンダーラインをしています。 資料15ページをお願いします。今回の改正理由は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるため、必要があるからです。 今回の改正では、新たに、第6章にサービスを設定し、現在の施設及び設備の管理、雑則の章を1章ずつ繰り下げます。 また、今回の改正は、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に規定する指針に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるため、必要があるためで

	<p>す。</p> <p>主な内容として、第29条において、法第2条に規定する教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間以外の日における正規の勤務時間を除いた時間の上限を定めるもので、1か月について45時間、1年について360時間とするものです。また、その他所要の規定を整備します。</p> <p>施行期日は、令和3年4月1日から施行します。説明は、以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第23号について審議をお願いします。
委員	36協定のようなことは、ここに書かれているのですか。
学校教育課長	教員は、36協定の対象外です。事務職員は、法に基づき協定を結んでいます。
委員	誰と結ぶのですか。組合があれば組合代表が、組合が無ければ労働者代表が結び、労働基準監督署に届けると思うのですが。
学校教育課長	各事務職員が代表となって、町の人事秘書課に提出しています。
委員	上限を超えると、罰則はあるのですか。
学校教育課長	教員については、罰則はなく、努力義務です。事務職員については、調べます。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第23号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第23号については原案のとおり可決します。
教育長	次に、専承第3号 令和2年度一般会計補正予算（第9号）について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	<p>令和2年度一般会計補正予算（第9号）に対し、下記のとおり意見を述べる ことについて、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の 規定に基づき専決処分したから、同条第2項の規定により報告し、これについ て承認を求める。</p> <p>1 予算案に対する意見 令和2年度一般会計補正予算（第9号）に対し、東郷町教育委員会とし て異議ありません。</p> <p>2 予算案は、別紙のとおりです。 この案を提出するのは、教育委員会の承認を求めるため必要があるから である。</p> <p>次のページ、79ページをお願いします。学校教育課所管分の補正予算になり ます。</p> <p>国の令和2年度一般会計補正予算第3次分として、学校施設環境改善交付金 の内示がありました。この補助金を活用し、諸輪小学校バリアフリー化工事を 実施するもので、諸輪小学校南校舎東側のトイレを、1階に多目的トイレ、2 階・3階のトイレを洋式化するとともに、昇降口にスロープを設置し、特別支</p>

	<p>援クラスの出入口の扉等をバリアフリー対応の扉に変更する工事を実施します。この工事については、予算を繰越して実施するための補正予算を令和3年3月23日議会最終日において計上し、同日、議決いただいております。</p> <p>11月に工事を終える予定です。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、専承第3号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>専承第3号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
教育長	<p>全員賛成ですので、専承第3号については承認します。</p> <p>3月定例会の日程は、これですべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。</p>